

令和 8 年度第 1 回石垣市観光地経営戦略会議 議事録

日時	令和 8 年 9 月 1 日（火） 13 時 30 分～15 時 00 分
場所	石垣市民会館 会議室
出席者	山田 雄一 （公益財団法人日本交通公社 理事・観光研究部長） 小出 篤 （石垣市観光 DX アドバイザー） 下地 芳郎 （一般社団法人沖縄観光 DX 推進機構 理事長） 鈴木 規慈 （環境省石垣自然保護官事務所 上席自然保護官） 仲間 秀貴 （沖縄振興開発金融公庫八重山支店 支店長） 高橋 秀明 （一般社団法人石垣市観光交流協会 副会長） 赤城 陽子 （一般社団法人石垣市観光交流協会 宿泊部会長） 我那覇 宗広 （一般社団法人八重山ビジターズビューロー 専務理事） 安達 美佐子 （全日本空輸株式会社石垣八重山支店 支店長） 黒島 勝 （日本トランスオーシャン航空株式会社八重山支社 支社長） 又吉 良 （株式会社ケイトマン・ザ・スカイ 代表取締役） 新垣 健一 （石垣空港ターミナル株式会社 代表取締役専務） 那良伊 功 （石垣市商工会 観光部会長） 高橋 大介 （株式会社 DTAC 代表取締役） 吉田 良平 （Island Group 株式会社 代表取締役）
欠席者	なし
事務局	西銘、比嘉、仲里（石垣市企画部観光文化課） 後藤、蛭澤（公益財団法人日本交通公社）

[会次第] 1 開会 2 挨拶 3 委員紹介 4 会長・副会長選任 5 議題 （1）石垣市観光地経営戦略会議の趣旨について （2）石垣市宿泊税の使途に関する基本方針等（案）について （3）石垣市宿泊税アクションプランの作成について 6 その他 7 閉会	[配布資料] ・令和 8 年度石垣市観光地経営戦略会議委員名簿 ・令和 8 年度 第 1 回石垣市観光地経営戦略会議資料 ・石垣市宿泊税マスタープラン ・石垣市観光地経営戦略会議発足フォーラム チラシ
---	---

●開会・挨拶

事務局

定刻となりましたので、本日発足となる石垣市観光地経営戦略会議の第 1 回を開会いたします。配布資料は、会次第、委員名簿、本日の会議資料、石垣市宿泊税マスタープラン、発足フォーラムのチラシです。本会議は 15 時頃に終了し、その後 1 階中ホールへ移動いただき、公開型のフォーラムを予定しております。また、設置要綱に基づき本会議は原則公開とし、本日は報道も入れて進めますのでご理解をお願いいたします。

宿泊税は、国内で既に多くの自治体が導入しており、来年には沖縄県や石垣市を含め 15 自治体程度が導入を予定、さらに約 30 自治体が検討中です。石垣市も 2 月 1 日から宿泊税を導入いたします。本会議は、その使い道のビジョン、施策化、成果の公表という観光振興戦略のスタートに当たり、行政としても緊張感と財源活用の可能性への期待を持っております。観光はコロナ禍を経て、現在は国内外でその価値と需要を取り戻しましたが、オーバーツーリズム、持続可能な観光、量から質など様々な課題があります。宿泊税を貴重な財源として石垣島の持続的な観光と暮らしに活用するチャンスであると同時に、特別徴収義務者となる宿泊施設には事務的・運営的な負担が増えることになります。面的な観光地経営が大事であり、本会議はそのガバナンスの柱です。行政と業界が一体となって地域の観光をマネジメントしていけるよう、それぞれのお立場から施策へのご意見、事業への提案・提言をお願いいたします。

●委員紹介

各委員から自己紹介があった。また、事務局から委嘱状（任期 2 年）を各委員に配布した。

●会長・副会長選任

設置要綱第 5 条に基づく委員の互選により、会長に下地芳郎委員、副会長に高橋秀明委員が選任された。

会長

平成 30 年度の自主財源に関する委員会から関わっております。沖縄県では 2000 年代初頭に入域税・宿泊税・レンタカー税を対象に議論し、総合的に宿泊税を導入する方針が決まりましたが、その後リーマンショック等により時期尚早となり、ようやくここに来てスタートが決まりました。これまでの議論を皆様と共有し、良い制度にしていければと思います。

●議題（１）石垣市観光地経営戦略会議の趣旨について【会議資料】

事務局

資料 1 ページはこれまでの宿泊税導入に向けた歩みです。昨年 9 月に宿泊税条例が可決され、その後基金条例も可決されました。徴収プロセスの課題もありつつ、最も多かった声は「何に使うのか」であり、本会議は宿泊税財源の使い方のガバナンスとして設置するものです。

2 ページは設置の趣旨と所掌事項です。所掌事項は、マスタープランの推進、宿泊税活用の目的との整合性及び観光施策に係るニーズ・課題の把握と事業の方向性の確認、事業の効果検証・評価、その他必要な事項を要綱に記載しています。観光審議会は諮問機関としてこれまでどおり継続し、宿泊税条例・基金条例・マスタープランについて答申をいただきました。一方、本会議は官民が協働して宿泊税の活用を推進する機関と位置付け、PDCA サイクルを回す機能、基本方針・アクションプランの承認、施策や公表方法へのご意見をいただきます。第 2 回は 11 月 16 日（月）に予定しております。3 ページは設置要綱です。

4 ページは各種計画・方針の位置づけです。石垣市は平成 9 年に観光立市宣言を行い、その後、第 2 次観光基本計画を定めていますが、財源と紐づいた計画ではなく、目指す観光地像を示すものでした。宿泊税条例・基金条例を活用し、新たな財源として予算を伴って観光基本計画を進めていくのが宿泊税マスタープラン、基本方針、アクションプランという位置づけです。

5 ページは宿泊税活用事業の申請書の記入例、6 ページは事業実施のプロセスです。庁内の観光所管課、観光地・環境・農業・漁業を所管する各課に照会し、関係団体（観光交流協会、八重山ビジターズビューロー等）からも同様に申請いただき、事業案の一覧を作成します。委員の皆様からも議論の中で必要な事業のお声をいただき、事務局で事業案にしていまいます。11 月の第 2 回戦略会議で来年度当初予算に計上する事業についてご意見をいただき、3 月議会で新年度予算として承認を得て、4 月以降に最初の宿泊税活用事業に取り組みます。成果の公表前には再度本会議を開催し、効果についてご意見をいただきながら継続・改善のサイクルを回していきます。

7 ページは事務局が事業一覧を作成する際の整理フローです。本日ご議論いただく基本方針と中長期のアクションプランに沿ったものを優先し、予算にも限りがあるため、どの事業をいつやるか、来年ではなく翌年以降に行う事業かも含め、優先順位とバランス調整を行った上で予算要求につなげます。

8～11 ページは事業実施後の公表イメージです。納税者である宿泊者、特別徴収義務者である宿泊施設に対し、何に使われ、どう還元されているかをホームページ上で公開することを想定しており、フォーマットは今後ご議論いただきます。観光客数や消費額の統計分析も併せて掲載していく考えです。また、本日お配りしているマスタープランは公表済みのもので、観光基本計画の目標、宿泊税を活用する目的（訪問に値する価値の創造、環境なくして観光なし、好循環を生み出す観光地経営とその可視化）、配分の構想、これまでのアンケートやヒアリング、観光審議会が出た施策例を記載しています。

会長	本会議自体が推進の役割を果たすという意味で、宿泊税について委員の皆様は第三者ではなく当事者です。責任と権限を持って関わっていただきたいと思います。
委員	宿泊税導入に当たっては観光審議会等を通じて検討に参加してまいりました。資料にある事業の公表について、時期的にはいつ頃から公表していく考えでしょうか。
事務局	令和 9 年度に取り組んだ事業は、令和 10 年度の 4～6 月頃に開催する戦略会議で報告・評価をいただいた上で公表する流れになります。
委員	活用について事前に公表することはないのでしょうか。
事務局	「この事業を実施します」ということは、議会の議決後に公表することになると考えています。
委員	宿泊税は 2 月にスタートしますので、その時点では観光客に使い道を示せないということですね。納めていただく方からすると、実際に何に使われるのかという疑問はあると思います。議会承認前に公表するのは難しいと思いますが、「石垣市の観光振興のためにこういうことを目指す」というものがあると、納税者・観光客にも理解していただけるのではないのでしょうか。
事務局	マスタープランにはこういうことに使うという大きな構想が書かれています。今回作成するアクションプランはそれをより具体化する内容になりますので、導入のタイミングでこういう方向性を持っているということは早い段階でお伝えできると考えています。
会長	来年 2 月のスタートまでの 5 か月間で、宿泊税の使い道を対外的にどう発信していくかが問題になります。本日 9 月の段階、次回 11 月の会議を経た段階、そして導入直前の段階と、それぞれの時点で最新の状況を出していくことになると思います。どこの案内板を直す、どこにトイレを整備するといった個別の事業の話はその次の段階でよいのですが、聞かれる側にとっては、「宿泊税はこういうことに使われます」ということを、役所だけでなく宿泊事業者など関係者がきちんと説明できる材料が必要です。基本方針をどのレベルまで具体的に示すのかも含め、まさにこの戦略会議で議論すべきことだと思います。最終的には議会で決めることが前提ですが、方針はしっかり示していくべきです。

委員	宿泊税に何かキャッチコピーのようなものを付けてはいかがでしょうか。そうすることで、今お話のあった「何のための税か」「こういうことに使われる」ということが、納税者にちゃんと伝わるようになると思います。
会長	宿泊税を使って何を指すのか、その目標が一言のキーワードで伝わるようにしておくと思います。「宿泊税」という名称だけが前面に出ると、宿泊のための税、税を集めること自体が目的という印象を与えてしまいます。宿泊税はあくまで目標を実現するための手段であるはずですので、その目標、石垣島ならではの目指す姿が伝わる言葉を考えていただきたいと思います。
委員	税率 2%のうち 1.2%が市分、0.8%が県分と理解しています。令和 9 年度以降の事業を進める中で、県分（0.8%）で何をやり、市分（1.2%）で何をやるのかという役割分担を明確にしておく必要があると思います。県が行う事業の対象地域に石垣市が必ず選ばれるとは限りませんので、県の事業で石垣がカバーされない部分を市分で補って実施していく考えなのか、その辺りの考え方の整理があれば教えてください。
事務局	県は 0.8%分を広域的・全県的な事業（水難事故防止、自然海岸の巡視、アプリによる情報共有等）に充てるとしていますが、県所管の事業が石垣で実施されるかどうかはこれからです。市が同じことを行うのはもったいないので、市が実施することと県に八重山で具体的に実施してもらうことの調整が今後必要になります。県の広域事業はまだ案の段階で具体化はこれからですので、市としても取り組みつつ、県との調整については本会議でもご協議いただきたいと思います。
委員	限りある財源を効果的に活用できるよう、県からもしっかり情報を聞いていただければと思います。
委員	資料 2 ページの戦略会議開催イメージを見ると、第 1 回から第 2 回まで 2 か月余りで全て整え、第 2 回で活用事業を決めて 3 月議会という流れに見えます。庁内各課が予算要求のお墨付きを早めに得る必要があるためかと推察しますが、2 月は徴収開始であって実際に使うのは来年度ですので、来年度に何を使うかはできるだけ時間をかけてもよいのではないのでしょうか。
事務局	11 月 16 日に第 2 回を予定している時間の流れで申し上げますと、実際に予算を要求するのは 12 月から 1 月頃になります。ただ、その前に戦略会議で「こういう事業案が出ている」ということをお示しして意見をいただき、それを次のステップである予算要求につなげるという考えです。戦略会議をスルーして予算要求するのではなく、まず戦略会議で揉んでいただくタイミングが

	11 月頃ということで予定しています。2 回で終わるか 3 回目があるかは、会議の中で必要であれば 3 回、4 回、5 回と開催することももちろん想定しています。ただ、単年度の中で議会の承認を得るには、観光だけでなく財政的な理由、ふるさと納税や国・県の予算なども含めて市全体の予算配分を決定していくことになり、それが決まるのが 12 月から 1 月にかけてですので、そのための議会資料を出さなければなりません。おっしゃるとおり、今から 2 か月で各課・各団体から事業案をもらうのは結構タイトではあります。
委員	3 月議会に間に合わせるには年末から整える必要があり、逆算すると 11 月 16 日で決めないとつながらないということですね。
事務局	日付ありきではなく、12 月開催でも構いませんが、今回は 11 月頃にしたいと考えています。
会長	状況を見ながら、12 月または 1 月にもう一度全体会を行うか、一部のメンバーで詳細を詰めるか、含みを持たせた方がよいと思います。
委員	それを踏まえてのご相談ですが、来年度からはこのパターンでよいと思います。前もってこのパターンが決まっていれば一年間かけて議論できるからです。ただ初年度については、11 月に間に合わないものがあるからといって全体が遅れるのも避けたいと思いますので、年度ごとに予算を組んでいくとしても、年度途中の下期に追加の予算を組むということはあるのでしょうか。
事務局	補正予算も予定しています。税収額は試算していますが、実際の額を見ながらとなりますので、補正で追加していくことも踏まえています。今年度は基本方針を作り、必要な事業を本会議で確認し、中長期についてはアクションプランに記載していく考えです。
委員	11 月 16 日に間に合うものは当初予算に入れ、それ以降 3 月までに良い案が出たものは一年待つのではなく、令和 9 年度下期に向けた補正予算で追加していくことも可能ということですね。
事務局	可能です。ただ誰の案かということもありますので、案は本会議で共有し、推進とチェックの機能を戦略会議が担うという考えです。また、基金化できるという特徴がありますので、コロナ禍のような状況や防災的な事態が急に生じた場合にも、アクションプランの中で整理できれば基金を活用して対応できます。今年決まったことしかできないということではありません。

委員 自治体側・市役所側としては、最終的な予算は議会で決めるものであることに加え、この財源だけでなく他の財源も合わせた形で政策を作っていくため、そのための検討時間が必要だということは理解できます。ただ、走らせていく中である程度効果が見えてくれればよいと思いますので、まずはこの形で進めるということかと思います。議会との関係でいうと、他の自治体でも同じくらいのタイムスケジュールで動いていますし、議会で予算を決めていくというのが民主主義の立て付けですので、その中で、我々の議論が民主的なプロセスの中できちんと合理性を持って出てきた案なのだとすることを、しっかり示していくことが重要だと思います。言い方を変えると、我々に何らかの権限があるわけではありませので、市及び議会に対して、この戦略会議の中でしっかり議論されたものを示していくことが重要であり、そこに向けて我々も動いていければと思います。

会長 宿泊税はこれからスタートする税制であると同時に、育てていく税制です。やり方によっては落ち込む場合もあれば育たない場合もあります。議会・議員の皆様に理解していただく必要もありますので、市に対してだけでなく、議員に対しても業界の声を届けられる仕組みがあるとよいと思います。趣旨についての議論は一旦ここで終わり、残りの議題を進めた上で、また全体を通してご意見を伺いたいと思います。

●議題（2）石垣市宿泊税の使途に関する基本方針等（案）について／（3）石垣市宿泊税アクションプランの作成について【会議資料】

事務局 12 ページの基本方針（案）についてご説明します。趣旨は、宿泊税条例に基づき宿泊税収を活用していくための基本的な考え方を示すものです。「2 使途に関する基本方針」は条例の内容を引用しており、石垣島を拠点とする観光客の滞在価値向上、住民と観光客が石垣島の暮らしを共に守り育む取組、観光を支える人々の働く魅力の向上に資する取組のほか、税の啓発、徴収及び税活用に応じた立案・実行に係る経費に充てるとしています。観光基本計画が掲げる環境・経済・社会文化の 3 分野の将来像を財源面から具体化する使途計画であるマスタープランに基づき、事業を企画立案し推進します。

「3」はビジョンとの整合性で、訪問に値する価値の創造、環境なくして観光なし（持続可能性、オーバーツーリズム対策、住民の生活の質や受入環境整備など）、好循環を生み出す観光地経営とその可視化（ブランド価値、域内循環、観光・防災、中小企業振興など）を施策例として挙げています。対象分野・予算配分は、マスタープランに基づき「基盤等強化」と「重点施策」に区分して戦略的に配分することとし、基盤等強化におおむね 20%、重点施策におおむね 80%を配分し、必要に応じて柔軟に見直します。

「4 対象事業」は、既存施策の財源の単なる穴埋めではなく、新規事業、既存事業の拡充事業、それらの効果的な継続に資する事業（必要なランニングコストを含む）に充当するものとし、既存事業であっても基本方針に合致し費用対効果が高い取組は対象とします。選定の仕方は難しい面もありますが、

新規か既存事業の拡充かをベースに、何のためにどう使うかを最優先に考えていきます。また、基金化して中長期の事業へ充当することも対象としています。

13 ページ「⑤ 事業の想定期間」は、目的や公表・成果発現の時期に応じて短期・中期に分類します。「⑥ 優先事業の考え方」は、税の使途が域内循環・地域への波及還元となること、税収の安定性に資すること、成果指標が適格であること、本会議の提言等を踏まえることとしています。「4 使途の適正性の確保」として、原則として住民及び宿泊者以外を主たる対象とする事業には充てないこととし、分かりやすく言えば日帰りのクルーズ船を誘客する事業等が該当します（住民や宿泊者にも相当程度の受益が認められる場合はこの限りではない）。クルーズ船の取扱いが議論があるところと考えています。ガバナンスはステップ 1～5 のサイクルで、事業化し、議決を経て公表するプロセスを予定しています。

市では、宿泊税の導入から制度の見直しが予定される 3 年後までを初動期と位置づけ、アクションプランを作成して活用を行います。初動期は市担当部局である観光文化課が企画立案、意見聴取、取りまとめ、事業の選定・実施、効果検証、公表を行います。令和 8 年度の税収は令和 9 年 2 月宿泊分、令和 9 年度は令和 9 年 3 月宿泊分から令和 10 年 2 月宿泊分を活用し、象徴的な事業、宿泊者が直接見て感じられる事業、観光客や関係者の声を反映し継続的に改善する仕組み・基盤の構築、特別徴収義務者をはじめとした事業者の声の反映、データ分析・マーケティングを含めた推進体制の検討に取り組みます。中長期的には八重山ビジターズビューロー（DMO）や観光交流協会とのガバナンスを構築し、官民で動かしていくことを予定しています。

「7 予算編成の考え方」は、本会議の意見を踏まえ、マスタープラン・アクションプラン・基本方針との整合性、宿泊者への還元度合い、住民生活の質の維持向上、持続的な観光振興などの事業効果や実現可能性等を総合的に勘案して充当事業を選定・予算編成すること、硬直的な配分とせず毎年度適切に見直すこと、宿泊税収の充当を前提としつつ事業の性質・規模に応じて一般財源や国・県補助金等も効果的に活用することとしています。観光庁の公募事業も増えていますので、活用できるものは活用しながら大事に使っていく考えです。

14 ページはアクションプランの構成案です。初動期の方針と予算（税収見込みと併せた事業と金額）、分野別実施事業の一覧、令和 9 年度以降の個別事業シート、進行管理と評価体制を盛り込む予定で、次回に具体的な内容をご提示します。本日は、皆様のご意見を踏まえて基本方針を最終版としたいと考えていますので、これには使うべきでない、こういうものに使った方がよい、これも書いた方がよいといった点や、使途の基準・定義など、各お立場、業界から見たリアルなご意見をいただければと思います。

委員	ふるさと納税の時も感じていることですが、使途として「どこにお金を払うのか」が大事だと思います。各種プロジェクトの支出の詳細を見ていると、県外の事業者が使われていることが多く、石垣市内にどれくらいお金を落とせるかをぜひ考えていただきたいと思います。例えばポスターの作成でも市内の事業者を使うといった工夫が必要になりますし、「使途の中で何%は必ず市内に落とす」といったことは難しいかもしれませんが、視点として持っておいた方がよいと思います。
事務局	マスタープランの議論でも地産地消や域内循環は基本としており、住民にとっても事業者にとっても還元されることが大事ですので、市内事業者にご協力いただけるよう念頭に置く必要があると考えています。
会長	市内でできること・できないこと、県内でできること・できないことがあります。県内企業優先という考え方は沖縄全体にもありますので、具体的な発注の段階での配慮は市の内部でしっかりお願いします。
委員	高額な発注になる案件も出てくると思います。プロポーザルや入札といった形式だけでなく、地元との連携や波及効果も含めて精査する必要があります。せっきくの 5 億円規模の財源の使い方は本当に精査し、地元の事業者も含めて吟味していただければと思います。
委員	各地で宿泊税が導入されていますが、石垣の宿泊税開始の周知について、空港での掲示や旅前・旅中のお客様へのお知らせは、この財源で行うことになるのでしょうか。
事務局	まだ税収が入っていないため、今年度は一般財源で広報を行います。全県的な導入ですので、基本は県がポスター作成や旅前の周知を行っています。市独自でも、ポスター、SNS 広告、公設市場のビジョン等の素材が揃ってきており、9 月以降に広報を開始する予定です。
委員	一例として、航空、バス、船などそれぞれで予約をされたお客様に対して、宿泊税について発信するという方法もあると思います。実際、全国の支店からも宿泊税に関する問い合わせを結構受けています。
事務局	宿泊事業者の皆様とのやり取りの中でも、宿泊を予約・確認する際に、現地で別途支払うのか、宿泊税込みで決済されているのかを事前にお客様と共有する必要があるという話は出ています。航空会社でもご協力いただければありがたいです。

会長	周知の手段は多い方がよいと思います。市場に対する周知はエアラインの役割としてあり、石垣はリピーターも多いのでリピーターについてはホテルから案内していただき、初めての方や外国の方に対しては別のアプローチの仕方を、というように、対象ごとに一定のやり方を整理しておく必要があると思います。
委員	宿泊部会の会員施設に限ってですが、7月から宿泊税に関する周知・掲示を始めています。
委員	基盤強化の20%についてです。初動期は税収がどの程度になるか分かりづらいところがありますが、人材とデータの問題を含む基盤は最も大切な部分です。人件費・体制、データ収集について、この20%はしっかり確保していただきたいと思います。
委員	クルーズ船の場合はどのような扱いになるのでしょうか。
事務局	宿泊行為がないため課税されません。クルーズで来島して宿泊する場合はもちろん宿泊税の対象となります。
委員	周知については県との役割分担を含めて整理していくとのことでしたが、例えば市が周知のためのポスターを作る場合、宿泊税から事業費を支出するのでしょうか、それとも一般財源でしょうか。20%・80%の中には市が直接執行するものは含まれないという理解でよいでしょうか。
事務局	現状は先行して一般財源で実施しています。基本方針にある税の普及啓発、徴収及び税活用にあたっての経費（徴収システム等）については、2月宿泊分として入る約2,000万円程度を充てることを予定しています。今後の広報を宿泊税で行うかについては事業としてまだ整理できていませんので、必要であれば本会議でもご提案いただきながら検討してまいります。
委員	他自治体の事例について伺います。マスタープランの市民アンケートの内容と、我々ホテル事業者が考えていることはかなり違うと感じています。ホテルは団体客中心か個人客中心かで分かれていますが、いずれにしても売上を上げたい、税金を払うのは自分たちだ、ということになると、とにかく来訪者の分母を増やしていただかなければならず、誘客分野の予算はとても必要だと感じています。一方で、市民の日頃の目線からの意見が多くなっていくと、かなり乖離が出るのではないかと思います。先行している自治体では、そうしたギャップをどのように埋めたり調整したりしているのか、分かるところがあれば伺いたいと思います。

委員 皆さん悩んでいるところですが、分かってきたのは、観光への関心が低い方はネガティブに反応されがちだということです。自分は観光に関わっていない、自分たちとは違うものだと思っている方はそもそも情報を収集しないため、ステレオタイプの批判になりますが、実際に観光に関わっていたり観光客と接したりしている方は反応が変わってきます。先行地域では、地元の方に経済効果を説明してもピンとこないため、オフシーズンに地元住民が飲食店で割引価格で食事できる仕組みを、飲食店が負担をかぶるのではなく宿泊税や補助金を充てて期間を決めて行う、観光客だけでなく地元の方も参加できるイベントを組成するといった取組を行っています。そこで観光客との交流が生まれ、「石垣はいいところだね」と言ってもらえると、地元の方も「自分はいいところに住んでいる」「そういう所に来てくれている」と感じてもらえるからです。住民アンケートでは、単に観光をどう思うかだけでなく、その方の地域での活動や属性と併せて取ることで、不満が「知らないから」なのか、実際に嫌な思いをしたのかを分けられます。後者であれば、例えばゴミが捨てられていたのならゴミを捨てないようにするといった対処ができますが、距離があって関心がない層の数字だけが出ると「住民は反対派が多い」という話になってしまいます。それは対処しようのないことで、アンケートを繰り返す中で、なぜその属性の方は肯定的に捉えないのか原因を探り、すり合わせていくことが重要です。

委員 観光業に直接関わらない住民が観光からプラスを得ることが重要という話に関連して、沖縄では多くのイベントを市民がボランティアという名目で支えています。例えば市が主催・共催する公式イベントのボランティアに対し、一定の日当等を還元として宿泊税から支出するという事例はありますか。

委員 ボランティアで参加される方にどういう費用を払うかは設定の問題ですので、宿泊税が使えるかどうかはケースバイケースだと思います。例えば先ほどのようなイベントで地元の方に参加してもらい費用を払うことはあり得ますが、その場合、お金が引かかりになっているのか、それとも、自分たちがいないがしろにされてただ働きをさせられている、便利使いされていると感じていることが不満なのかを整理しておかないと、単純にお金だけで解決できるかどうかは分かりません。例えば以前、長崎の街歩きのボランティアガイド（高齢の方が多）に対しては、花火大会のように大勢の客が集まるイベントの際に、ボランティアをしてくれた方に無料の招待券を出して良い場所の観覧席に座れるようにしていました。そうすると、混雑するイベントでも、おじいちゃんおばあちゃんが良い席に孫を連れて行けます。長年観光に貢献してきたことがこういう形で還元されることで、お金の問題というより「自分たちが大切にされている」と感じてもらえるという取組です。関わり方やコミュニケーションの事例は他にも色々ありますので、そうしたものを石垣の中でもうまく組み合わせていくのは有効だと思います。

委員	基本方針（案）「4 対象事業」の一つ目の「新規事業、既存事業の拡充事業、その効果的な継続に資する事業」の意味合いを教えてください。
事務局	現在一般財源で行っている事業をそのまま宿泊税に付け替えるのではなく、付加価値をつけて拡充する、規模を広げる、あるいは予算の関係で見送ってきたが観光振興上必要な事業を新規に行うという趣旨です。例えば、石垣では分別・回収の課題からこれまで観光地にゴミ箱を置いていませんでしたが、宿泊税を活用して観光地にゴミ箱を設置するのは新規事業になります。また、市が管理する海水浴場でライフガードの雇用期間を延ばし、10 月、11 月までオープン期間を延長するのは拡充事業に当たると考えています。
会長	13 ページ「6 優先事業の考え方」の「税収の安定性に資すること」の意味合いがよく分かりません。
事務局	宿泊者がいなければ徴収もできませんので、徴収プロセスや面的に来訪者を増やすことが税収の安定性につながると考えたものです。定率税ですので、宿泊単価が上がれば税収も増えます。
会長	宿泊税を活用すること自体が、まさに安定的に宿泊税を継続していくために行うものですので、それをあえて優先事業の考え方として項目に立てると、この項目の中身が分かりにくくなります。上下の項目は明確ですので、基本方針として誤解のない表現にしておいた方がよいと思います。
委員	宿泊税を払うことは、慣れてくるものなののでしょうか。
委員	沖縄にはあまりありませんが、本土では昔から入湯税という温泉に入る際の税（標準税率 150 円）があり、これはトラブルがほぼありません。初めから宿泊料に含まれている場合もあれば、チェックアウト時に支払いを求められる場合もありますが、「こういう税金があるんですね」で済んでいます。観光関係者以外は入湯税と言われても何の税か分かっていないと思いますが、それでもトラブルはほぼありません。ただ、一時期インバウンドが急増した際、窓口で「温泉の入浴料です」というような説明をしてしまったところでは、欧米の方はあまり共同浴場に入らないため「温泉に入っていないから払わない」という話が出たことはありましたので、説明の仕方は丁寧にした方がよいと思います。宿泊税については、都市税のような形でほぼ世界中にあるものですので、海外の方も「日本にもあるんですね」で終わります。慣れてくるものだと思います。

会長	私に関わった長崎市でも、導入前には宿泊事業者に不安がありましたが、実際に始まってみるとおおむね定着しています。 時間も限られてきましたので、全体を通してご意見があればお願いします。
----	---

委員	宿泊事業者の立場としては、「どう徴収するか」という観点と「どう使うか」という観点があり、私はこれまで徴収のことばかり考えていましたが、本日のお話を伺って思ったことが二つあります。一つは、来訪する観光客を増やすということがとても大事で、宿泊事業者にとってダイレクトに恩恵を受けられる部分だということです。マラソンやトライアスロンなどのイベント時は当社の稼働率も大きく上がりますし、稼働率が上がれば宿泊単価も上げられます。AI や DX が言われる時代だからこそ、逆にそれらで代替できないフィジカルなイベントを増やしていくのがよいと思います。もう一つは、運営していく中で台風で予約が飛ぶことがかなり大きな問題だということです。宿泊税がそれに使えるかは分かりませんが、一回の台風で何百万円という予約が失われますので、宿泊事業者に対する補填が少しでもあれば経営がしやすくなると思います。
----	---

会長	6 ページの事業案の様式については、役所内部には問題ない書式ですが、一般の方がこれに基づいて事業案を出すのは難しいと思います。関係団体からの事業案は簡易な様式でまずアイデアを集め、重要度の高いものから中身を詰めていく形にしないと、資料作成に時間がかかりすぎます。宿泊事業者、観光事業者、環境関係を含め幅広くアイデアベースで集める方が進めやすいと思いますので、ぜひご検討ください。
----	---

●その他

事務局	次回第 2 回の戦略会議は、11 月 16 日（月）13 時 30 分から石垣市役所で開催を予定しています。第 3 回の開催有無も含めて検討し、改めてメール・文書等で通知いたします。 この後 15 時 30 分から中ホールで第 2 部のフォーラムを行います。委員の皆様はステージに向かって左側の関係者席へお移りください。
-----	---

●閉会

委員

第 1 回観光地経営戦略会議として活発なご意見をいただき、ありがとうございました。今年の観光は順調に推移しており、台風の影響はありますが、各ホテルとも 9 月、10 月は好調で 11 月もある程度良く、台風分を取り戻せると考えています。今回の宿泊税は事業者にとってチャンスと捉えており、納税していただく皆様、地元の皆様に納得していただける制度にしていきたいと思います。日本一、世界一の観光地・リゾート地を目指して頑張ってください。
